

## 令和2年度第3回経営協議会 議事要旨

日時	令和2年11月16日(月) 14時30分～16時15分
場所	事務棟第一会議室
出席者	江頭理事, 鈴木理事, 近藤副学長, 片桐委員 上林委員, 栗田委員, 佐藤委員, 杉江委員, 福田委員, 舟本委員
欠席者	穴沢学長
陪席者	福井理事, 伊藤監事, 近藤監事, 小嶋事務局長

議事に先立ち、江頭理事から、穴沢学長が欠席のため、自身が議長を代行する旨発言があった。

続いて、前回開催の令和2年度第2回経営協議会の議事要旨の確認が行われた後、追加議題として、議題11「職員の給与及び役員の報酬の支給基準(案)について」を追加している旨発言があった。

### 議 題

#### 1. 小樽商科大学自己点検・評価報告書(案)について

江頭理事から、審議資料1に基づき、小樽商科大学自己点検・評価報告書(案)について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、江頭理事から、本日開催の役員会に附議する旨発言があった。また、今後、本報告書について、軽微な文言の修正等があった場合には、近藤副学長にご一任願いたい旨発言があった。

なお、委員からは主として以下のような意見等があった。

- 報告書の書きぶりについて、例えば、優れた点として、グローバルマネジメント副専攻プログラムを導入した等の記載があるが、導入しただけでは優れた点にはならない。導入した効果・成果等も記載しないと認められないのではないか。他の箇所でも優れた点については丁寧な記載が必要である。
- 教員の男女比率、年齢性別の構成等については、評価が甘い。女性教員比率14.4%でバランスが取れているという評価はいかがなものか。女子学生の比率に近い女性教員比率を目指すべきである。近年はそういった流れになってきている。女性研究者のロールモデルを示していくことも必要であり、女子学生の大学院進学率を上げていく必要もある。そのためにどうしていくかということも記載するべきである。
- 以上の点については、認証評価受審の際の報告書を作成する際に、留意し、精査していただければ、今回の自己点検・評価報告書を修正する必要まではない。
- 資料が膨大であり、内容についても大学関係者ではない学外委員にとっては内容が分からない。次回以降、ダイジェスト版の資料の作成について検討いただきたい。

2. 国立大学法人小樽商科大学2号年俸制適用職員給与規程の制定(案)について
3. 国立大学法人小樽商科大学教員就業規則の一部改正(案)について
4. 国立大学法人小樽商科大学職員退職手当規程の一部改正(案)について
5. 国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員給与規程の一部改正(案)について
6. 国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員の退職手当特例規程の一部改正(案)について

江頭理事から、審議資料2から6に基づき、「国立大学法人小樽商科大学2号年俸制適用職員給与規程の制定(案)」、「国立大学法人小樽商科大学教員就業規則の一部改正(案)」、「国立大学法人小樽商科大学職員退職手当規程の一部改正(案)」、「国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員給与規程の一部改正(案)」及び「国立大学法人小樽商科大学年俸制適用職員の退職手当特例規程の一部改正(案)」について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、江頭理事から、本日開催の役員会に附議する旨発言があった。

なお、委員からは主として以下のような意見等があった。

- 年俸制の適用教員について、対象から助手が除かれている一方で、議題1の自己点検・評価報告書の中では、助手が教員数に計上されている。助手を教員として整理するのかその扱いについて確認願いたい。  
→確認のうえ別途回答することとされた。
- 会議前に資料に目を通してはいるが、審議のポイントは何なのか大学関係者にしか理解できないのではないかと。きちんとした説明と審議するポイントが分かりやすい資料としてほしい。  
→実質的な議論ができるように分かりやすい資料を準備する等改善したい。

## 7. 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正(案)について

江頭理事から、審議資料7に基づき、国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正(案)について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、江頭理事から、本日開催の役員会に附議する旨発言があった。

8. 国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(案)について
9. 国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部改正(案)について
10. 国立大学法人小樽商科大学非常勤講師就業規則の一部改正(案)について

江頭理事から、審議資料8から10に基づき、「国立大学法人小樽商科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(案)」、「国立大学法人小樽商科大学非常勤職員就業規則の一部改正(案)」及び「国立大学法人小樽商科大学非常勤講師就業規則の一部改正(案)」について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、江頭理事から、本日開催の役員会に附議する旨発言があった。

## 11. 職員の給与及び役員の報酬の支給基準（案）について

江頭理事から、審議資料 1 1 に基づき、職員の給与及び役員の報酬の支給基準（案）について諮られ、審議の結果、原案どおり承認された。

承認後、江頭理事から、本日開催の役員会に附議する旨発言があった。

### 報 告 事 項

#### 1. 令和 3 年度国立大学法人運営費交付金及び施設整備費概算要求（財務省要求）について

江頭理事から、報告資料 1 に基づき、令和 3 年度国立大学法人運営費交付金及び施設整備費概算要求（財務省要求）について報告があった。

#### 2. 役員に係る令和 2 年 1 2 月期期末特別手当について

江頭理事から、役員に係る令和 2 年 1 2 月期期末特別手当について、増減しないこととした旨報告があった。

#### 3. 最近のトピックスについて

江頭理事から、報告資料 3 に基づき、最近のトピックスについて報告があった。

### その他

江頭理事から、次回の経営協議会については、令和 3 年 1 月 2 5 日（月）1 4 時 3 0 分から開催する予定である旨、発言があった。なお、緊急の案件が生じた場合には、急遽、会議を招集させていただくことも想定されるので、その場合には、会議の開催日程を調整させていただきたい旨、併せて発言があった。

以 上